

子ども家庭課

議案第100号

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例について

区は、児童相談所を設置する市（区）に政令指定され、令和3年4月に児童相談所設置市になります。

児童相談所設置市として、新たに児童福祉施設に関する事務を処理するに当たり、港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定します。

1 目的

児童福祉施設の入所者が、明るく衛生的な環境において、素養があり、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに、かつ、社会に適応するように育成されることを保障することを目的とします。

2 制定根拠

児童福祉法第45条第1項の規定に基づき、制定するものです。

3 区が新たに処理する事務

- (1) 国、都道府県及び区市町村以外のものが設置する児童福祉施設の認可や廃止又は休止の承認、認可の取消しを行います。
- (2) 児童福祉施設の設置者等に対する報告の徴収、検査等を行います。

4 条例の内容

区内の児童福祉施設の設備及び運営に関する最低基準を定めます。なお、本条例で規定する最低基準の水準は、国が定める省令及び都が定める条例と同一の水準とします。ただし、保育所の満3歳児以上の食事について、省令及び都条例は外部からの搬入を特例的に認めていますが、区は外部からの搬入を認めず、全ての園児に対する自園調理を義務付けます。

5 児童福祉施設の施設概要及び条例概要

別紙1及び別紙2のとおり

6 施行期日

令和3年4月1日

児童福祉施設の施設概要

【凡例】法：児童福祉法

章	対象施設	施設概要	区内該当施設		【参考】都内該当施設
第1章 (第1条～第21条)	総則	—			
第2章 (第22条～第25条)	助産施設 (法第36条)	経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対して、助産を行う施設	○	2施設 (愛育病院、東京都済生会中央病院)	
第3章 (第26条～第33条)	乳児院 (法第37条)	保護者のいない乳児(満1歳未満までの子)に対して、保護者に代わって養育する施設。また、退院した者について相談その他の援助を行う。	○	2施設 (慶福育児会麻布乳児院、 東京都済生会中央病院附属乳児院)	
第4章 (第34条～第41条)	母子生活支援施設 (法第38条)	18歳未満の子どもを養育している母子家庭などに対して、心身と生活を安定するための相談・援助を進めながら、自立を支援する施設	○	1施設 (港区立母子生活支援施設メゾン・ド・あじさい) ※令和3年4月1日開設予定	
第5章 (第42条～第47条)	保育所 (法第39条)	就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって未就学児を保育する施設	○	認可保育所：76施設 (分園は本園に含みます。また、保育所型認定こども園1施設も含みます。)	
第6章 (第48条～第51条)	児童厚生施設 (法第40条)	児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにする施設	○	児童遊園：3施設 児童館等：11施設	
第7章 (第52条～第60条)	児童養護施設 (法第41条)	保護者のいない児童や虐待されている児童などを預かり、養護する施設。また、退所した者に対する相談その他の自立のための援助等を行う。	—	該当施設なし	○ 52施設
第8章 (第61条～第68条)	福祉型障害児入所施設 (法第42条第1号)	障害児を預かり、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行う施設(医療型は、治療を含む。)	—	該当施設なし	○ 8施設
第9章 (第69条～第71条)	医療型障害児入所施設 (法第42条第2号)		—	該当施設なし	○ 10施設
第10章 (第72条～第75条)	福祉型児童発達支援センター (法第43条第1号)	障害児が、集団生活等に適応することができるよう、置かれている環境等に応じて適切な指導及び訓練を受けられる施設(医療型は、治療を含む。)	○	1施設 (港区立児童発達支援センター)	
第11章 (第76条～第78条)	医療型児童発達支援センター (法第43条第2号)		—	該当施設なし	○ 5施設
第12章 (第79条～第85条)	児童心理治療施設 (法第43条の2)	社会生活への適応が困難となった児童が、社会生活に適応するため、必要な心理に関する治療等を受けられる施設。また、退所した者について相談その他の援助を行う。	—	該当施設なし	— 該当施設なし
第13章 (第86条～第95条)	児童自立支援施設 (法第44条)	生活指導等を要する児童に、児童の状況に応じて必要な指導を行い、自立を支援する施設。また、退所した者について相談その他の援助を行う。	—	該当施設なし	○ 2施設
第14章 (第96条～第98条)	児童家庭支援センター (法第44条の2)	児童に関する様々な相談に対し、専門的助言、援助、指導を行う施設。また、里親への支援を行い、児童相談所や児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行う。	—	該当施設なし	— 該当施設なし

※ 区内該当施設及び都内該当施設は、令和2年11月1日現在の施設数を記載しています。

※ 都内該当施設は、区内該当施設がない施設のみ記載しています。

条例概要

(1) 主な共通事項

章		条例の概要		その他に規定している事項
第1章 (第1条～第21条)	総則	非常災害対策	毎月1回は消火訓練及び避難訓練を行わなければならない。	趣旨、定義、最低基準の目的、最低基準の向上、最低基準と児童福祉施設、一般原則、職員の一般的要件、職員の知識及び技能の向上等、他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準、差別的取扱いの禁止、虐待等の禁止、懲戒に係る権限の濫用禁止、給付金として支払を受けた金銭の管理、規程、帳簿、秘密保持等、苦情への対応
		衛生管理	衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じなければならない。	
		食事	食事を提供するときは、児童福祉施設内で調理する方法により行わなければならない。	
		健康診断	入所者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を行わなければならない。	

(2) 各児童福祉施設の主な規定事項

【凡例】法：児童福祉法

章	対象施設	設備の基準	施設長	施設職員	その他に規定している事項
第2章 (第22条～第25条)	助産施設 (法第36条)	—	—	《第二種助産施設》 (1) 医療法に規定する職員 (2) 助産師	助産施設の種類の入所させる妊産婦、異常分娩
第3章 (第26条～第33条)	乳児院 (法第37条)	《乳幼児10人以上》 寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室、便所 《乳幼児10人未満》 乳幼児の養育のための専用の室、相談室	次のいずれかに該当する者 (1) 医師 (2) 社会福祉士 (3) 乳児院で3年以上勤務	《乳幼児10人以上》 (1) 医師又は嘱託医 (2) 看護師 (3) 個別対応職員 (4) 家庭支援専門相談員 (5) 栄養士 (6) 調理員(委託を除く) 《乳幼児10人未満》 (1) 嘱託医 (2) 看護師 (3) 家庭支援専門相談員 (4) 調理員又はこれに代わる者(委託を除く)	養育、乳児の観察、自立支援計画の策定、業務の質の評価等、関係機関との連携
第4章 (第34条～第41条)	母子生活支援施設 (法第38条)	《乳幼児30人以上》 母子室、相談室、集会・学習等を行う室、医務室、静養室 《乳幼児30人未満》 母子室、相談室、集会・学習等を行う室、静養室	次のいずれかに該当する者 (1) 医師 (2) 社会福祉士 (3) 母子生活支援施設で3年以上勤務	(1) 母子支援員 (2) 嘱託医 (3) 少年を指導する職員 (4) 調理員	生活支援、自立支援計画の策定、業務の質の評価、保育所に準ずる設備、関係機関との連携
第5章 (第42条～第47条)	保育所 (法第39条)	(1) 乳児室又はほふく室(満2歳未満の子ども1人につき3.3㎡以上) (2) 保育室又は遊戯室(満2歳以上の子ども1人につき1.98㎡以上) (3) 屋外遊戯場(満2歳以上の子ども1人につき3.3㎡以上) (4) 医務室、調理室、便所	—	(1) 保育士 (乳児3人につき1人) (満1歳以上満3歳未満6人につき1人) (満3歳以上満4歳未満20人につき1人) (満4歳以上30人につき1人) (2) 嘱託医 (3) 調理員(委託を除く)	保育時間等、保育の内容、保護者との連絡、業務の質の評価等
第6章 (第48条～第51条)	児童厚生施設 (法第40条)	《屋外の児童厚生施設》 広場、遊具、便所 《屋内の児童厚生施設》 集会室、遊戯室、図書室、便所	—	次のいずれかに該当する者 (1) 保育士 (2) 社会福祉士 (3) 高等学校卒業者等 (4) 教諭(幼稚園、小学校、中学校等)	遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項、保護者との連絡

章	対象施設	設備の基準	施設長	施設職員	その他に規定している事項
第7章 (第52条～第60条)	児童養護施設 (法第41条)	≪児童30人以上≫ 児童の居室、相談室、調理室、浴室、便所 ≪児童30人未満≫ 児童の居室、相談室、調理室、浴室、便所、医務室、静養室	次のいずれかに該当する者 (1) 医師 (2) 社会福祉士 (3) 児童養護施設で3年以上勤務	(1) 児童指導員 (2) 嘱託医 (3) 保育士 (4) 個別対応職員 (5) 家庭支援専門相談員 (6) 栄養士(児童40人以下の施設を除く) (7) 調理員(委託を除く)	養護、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整、自立支援計画の策定及び業務の質の評価等、児童と起居を共にする職員、関係機関との連携
第8章 (第61条～第68条)	福祉型障害児入所施設 (法第42条第1号)	児童の居室、調理室、浴室、便所、医務室、静養室、その他(障害の特性に対応した設備)	—	(1) 嘱託医 (2) 児童指導員 (3) 保育士 (4) 栄養士(児童40人以下の施設を除く) (5) 調理員(委託を除く) (6) 児童発達支援管理責任者	生活指導、学習指導及び職業指導、入所支援計画の作成、児童と起居を共にする職員、保護者等との連絡、心理学的及び精神医学的診査、入所した児童に対する健康診断
第9章 (第69条～第71条)	医療型障害児入所施設 (法第42条第2号)	病院として必要な設備、訓練室、浴室、その他(障害の特性に対応した設備)	医師	(1) 病院として必要な職員 (2) 児童指導員 (3) 保育士 (4) 児童発達支援管理責任者 (5) その他(障害の特性に対応した者)	児童と起居を共にする職員、生活指導、学習指導及び職業指導、保護者等との連絡、入所支援計画の作成、心理学的及び精神医学的診査、入所した児童に対する健康診断
第10章 (第72条～第75条)	福祉型児童発達支援センター (法第43条第1号)	指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場、医務室、相談室、調理室、便所、児童発達支援の提供に必要な設備・備品、その他(障害の特性に対応した設備)	—	(1) 嘱託医 (2) 児童指導員 (3) 保育士 (4) 栄養士(児童40人以下の施設を除く) (5) 調理員(委託を除く) (6) 児童発達支援管理責任者 (7) 機能訓練担当職員 (8) その他(障害の特性に対応した者)	保護者等との連絡、生活指導、学習指導及び職業指導、障害児通所支援計画の作成、心理学的及び精神医学的診査、児童に対する健康診断
第11章 (第76条～第78条)	医療型児童発達支援センター (法第43条第2号)	診療所として必要な設備、指導訓練室、屋外訓練場、相談室、調理室、身体の機能の不自由を助ける設備	—	(1) 診療所として必要な職員 (2) 児童指導員 (3) 保育士 (4) 看護師 (5) 理学療法士又は作業療法士 (6) 児童発達支援管理責任者	生活指導、学習指導及び職業指導、障害児通所支援計画の作成、児童に対する健康診断、保護者との連絡
第12章 (第79条～第85条)	児童心理治療施設 (法第43条の2)	児童の居室、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室、便所	次のいずれかに該当する者 (1) 医師 (2) 社会福祉士 (3) 児童心理治療施設に3年以上勤務	(1) 医師 (2) 心理療法担当職員 (3) 児童指導員 (4) 保育士 (5) 看護師 (6) 個別対応職員 (7) 家庭支援専門相談員 (8) 栄養士 (9) 調理員(委託を除く)	心理療法、生活指導及び家庭環境の調整、自立支援計画の策定及び業務の質の評価等、児童と起居を共にする職員、関係機関との連携
第13章 (第86条～第95条)	児童自立支援施設 (法第44条)	児童養護施設の設備、学校の設備(学科指導を行う場合)	次のいずれかに該当する者 (1) 医師 (2) 社会福祉士 (3) 児童自立支援事業に5年以上従事	(1) 児童自立支援専門員 (2) 児童生活支援員 (3) 嘱託医 (4) 医師又は嘱託医 (5) 個別対応職員 (6) 家庭支援専門相談員 (7) 栄養士(児童40人以下の施設を除く) (8) 調理員(委託を除く)	生活指導、職業指導、学科指導及び家庭環境の調整、自立支援計画の策定及び業務の質の評価等、児童と起居を共にする職員、関係機関との連携、心理学的及び精神医学的診査等
第14章 (第96条～第98条)	児童家庭支援センター (法第44条の2)	相談室	—	児童相談所の児童福祉司の任用基準に該当する者	支援を行うに当たって遵守すべき事項